

平成26年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：国保医療課
 担当名：国保事業担当
 内線：3360

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B8	国民健康保険基盤安定事業負担金			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険運営安定化事業費	
事業期間	昭和63年度～	根拠法令	国民健康保険法第72条の3並びに附則第24条			戦略項目	03 医療の安心		
						分野施策	010302 地域医療体制の充実		
1 事業概要 低所得者への国保税減額措置に対し財源を補てんするとともに、低所得者の数に応じて平均国保税の一部を補てんする。 主に当初見込みよりも7・5・2軽減に移行する保険者が少なかったことによる減額補正 保険基盤安定事業負担金 658,139千円				5 事業説明 (1) 事業内容 低所得者への国保税減額措置に対し、国、県、市町村が財源を補てんするとともに、低所得者の数に応じて国保税の一部を国、県、市町村が補てんする。 (2) 事業計画 ア 保険税軽減分 負担割合：(県3/4)市町村1/4 事業金額：平成26年度の保険税軽減分の3/4相当額(10,359,722千円) イ 保険者支援分 負担割合：保険税軽減の対象となった被保険者数に応じて負担。国1/2(県1/4)市町村1/4 事業金額：平成26年度保険者支援分の1/4相当額(1,050,144千円) (3) 事業効果 国民健康保険財政の安定化が図られる。 (4) その他 社会保障・税一体改革により、消費税率8%への引き上げに伴う増収分の一部が、国保の低所得者対策に充てられる。 保険税軽減分影響額 1,027,490,427円(見込み) 保険者支援分については「今後実施する予定」とされている。 (5) 補正予算の概要 主に当初見込みよりも7・5・2軽減に移行する保険者が少なかったことによる減額補正 658,139千円					
2 事業主体及び負担区分 事業主体：市町村 負担区分：右記									
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用・密度補正) (区分)衛生費(細目)国民健康保険医療助成費(細節)国民健康保健医療助成費(積算内容)保険基盤安定事業に関する事務									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円									
				財 源 内 訳					
予算額								一般財源	補正後の 予算額
決定額	658,139							658,139	10,751,727
現計額	11,409,866							11,409,866	